

第4章 原子力安全対策

1. 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

(1) 協定の締結

島根原子力発電所の30キロ圏内に鳥取県米子市の一帯及び境港市全域が含まれます。県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、平成23年5月から中国電力との安全協定締結に向け調整した結果、全国初の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」（当時）外での安全協定を締結しました。

この安全協定締結までの経緯としては、平成19年に島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画導入の動きを契機に県議会で更なる監視体制が必要との議論を受け、安全協定締結、若しくはそれに準じた通報連絡体制の充実を中国電力に申入れをし、その後、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故で30キロ圏内に甚大な被害が発生したことから、同年5月から安全協定締結に向け調整し、周辺地域として全国初の安全協定の締結に至ったものです。

締結式

日 時：平成23年12月25日（日）
場 所：知事公邸第1応接室
出席者：鳥取県：平井伸治鳥取県知事
米子市：野坂康夫米子市長
境港市：安倍和海副市長（市長代理）
中国電力（株）：苅田知英取締役社長、岩崎昭正島根原子力発電所長



(2) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定及び運営要綱を締結しています。

協定及び運営要綱の主な内容

※ 鳥取県（甲）、米子市（乙）、境港市（丙）、中国電力（丁）とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
①計画等の報告	<ul style="list-style-type: none">丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画及び原子炉施設の重要な変更、原子炉の廃止措置計画及び同計画の重要な変更について甲、乙及び丙に運営要綱に基づき報告する。甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行う。	協定第6条 (1) (2) (3) 協定第20条 (2) 要綱第3条 (2)
②現地確認	<ul style="list-style-type: none">甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。丁は、前項の現地確認に協力するものとする。甲、乙、丙及び丁は、現地確認において相互に意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。	協定第11条 協定第20条 (2)

③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料等の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までにまた、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡する。 ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。 	協定第7条 要綱第4条
④協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。なお、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。 甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 	協定第19条 要綱第11条
⑤安全確保等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずる。 	協定第1条
⑥情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。 	協定第2条
⑦環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができる。 甲は、測定結果を公表する。 	協定第5条 協定第20条(2)
⑧平常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況、廃止措置の実施状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 	協定第8条
⑨保安規定における運転上の制限等を満足しない場合の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 	協定第9条
⑩異常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡するものとする。 	協定第10条
⑪公衆への広報	<ul style="list-style-type: none"> 丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。 	要綱第8条
⑫損害の補償	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるとき、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずる。 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。 	協定第17条 要綱第10条
⑬運用	<ul style="list-style-type: none"> この協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、平常時・異常時等における連絡等を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡する。 	協定第20条

(3) 安全協定の改定

ア 協定改定の申し入れについて

安全協定については、協定の仕組みとともに立地自治体と同じであるが、文言に差異があることから、中国電力に対して平成24年11月1日に安全協定第19条の規定に基づき、立地県並みの協定となるよう改定を申し入れており、平成25年3月15日に中国電力より、「安全協定の運営においては、立地自治体と同様の対応を行う」旨の回答を受けています。

また、協定の改定については、中国電力及び国に対して、たびたび申し入れを行っています。

※平成30年11月9日の申し入れで7回目

イ 1号機の廃止に伴う協定改定の申し入れについて

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了したことから、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受けることが必要となりました。

県では、1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力に対して厳正に対応していく中で、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する必要があるため、安全協定等の一部改正について、米子市及び境港市を代表して中国電力に対して協定改定の申入れを行いました。

申入れの結果、平成27年12月22日に、原子炉の廃止に伴う法令上の手続きを明確化するなど安全協定の一部改正がされました。

【改正内容】

協定及び同要綱ともに、廃止措置の法令に沿った手続きについては、全て立地自治体の協定と同じになりました。

(ア) 事前の報告（協定第6条、運営要綱第3条）

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」及び「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化。

(イ) 平常時における連絡（協定第8条、運営要綱第5条）

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記。

(ウ) 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡（協定第9条、運営要綱第6条）

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確化。

(エ) 安全確保の責務（協定第1条）

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力に安全確保の責務があることを明確化。

(オ) その他

本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正。

ウ 経緯

平成 23 年 12 月 25 日	協定締結（鳥取県、米子市、境港市、中国電力（株））
平成 24 年 11 月 1 日	知事、米子市長、境港市長から中国電力刈田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ
11 月 20 日	第 1 回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 改定項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
平成 25 年 1 月 23 日	第 2 回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家委員の現地確認、広報等）
3 月 6 日	統轄監から中国電力島根原子力本部長へ、安全協定の改定協議状況に関する申入れ（県庁）
3 月 13 日	副知事、米子市（水道事業管理者）、境港市副市長から中国電力副社長へ、安全協定の改定に関する申入れ（中国電力広島本社）
3 月 15 日	中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対する文書回答を持参（県庁）
11 月 21 日	中国電力から本県に対し、安全協定第 6 条に基づく島根原子力発電所 2 号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応）
11 月 22 日	第 3 回原子力安全対策 PT 会議（米子・境港市長との意見交換）
11 月 25 日	第 4 回原子力安全対策 PT 会議（中国電力による説明）
11 月 30 日	原子力防災専門家会議（中国電力による説明（申請内容に係る技術的検討等））
12 月 4 日	中国電力主催の地元での説明会（住民も参加）
12 月 11 日	3 首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
12 月 12 日	鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について）

12月13日	覚書に基づく島根県からの意見照会
12月17日	安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について、知事から中国電力副社長へ申入れ（鳥取県庁） (意見留保) 適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
12月25日	知事が中国電力社長と意見交換（県庁）
平成26年3月10日	中国電力主催説明会（2県6市の職員対象）
10月20日	知事から中国電力社長へ、原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請（中国電力本社）
平成27年3月18日	知事から中国電力副社長に申入れ（県中部総合事務所） 島根1号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
3月19日	県から中国電力に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて」を手交
5月1日	県から中国電力に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の運転終了に伴う申入れについて」を発出（危機管理局長名）
5月15日	県から中国電力に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について」を手交
12月8日	知事から中国電力副社長へ、島根1号機廃止に伴う安全協定改定の申入れ（県庁） 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定される廃止措置が講じられることから、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、安全協定を改定すること。
12月22日	原子力安全協定等の一部を改定する協定を締結（県、米子市、境港市、中国電力） 廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定等の一部を改定する協定を締結
平成28年4月28日	知事から中国電力副社長へ申入れ 島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと
5月22日	第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力からの聞き取り等）
6月12日	原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換
6月15日	鳥取県議会全員協議会「島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等について」
6月17日	知事が中国電力副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申入れ ・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。
平成30年8月6日	知事が中国電力副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申入れ ・島根3号の適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・茨城県での新たな文言への修正も含め、鳥取県知事からの申入れに応じてこられない中国電力の対応は改められるべきであり、立地自治体と同内容へ改定すること。
平成30年11月9日	危機管理局長が中国電力鳥取支社長へ、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ ・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。 ・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。 ・安全協定を改定すること。

(4) 原子力専門職員の採用等

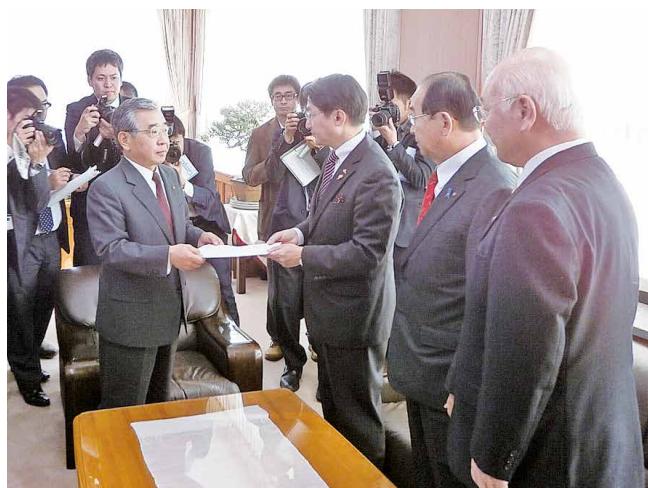
- 平成24年1月から、原子力施設における安全対策の実施状況や安全協定にもとづき報告を受けた内容について、適切に進められているか確認するため、原子力専門職員の採用を実施（原子力工学等5名）。
- 平成24年4月から、鳥取県と島根県の間で原子力防災分野への職員相互派遣を実施。
- 平成25～28年度に原子力規制庁に職員を派遣して研修を実施（2名、各2年間）。

2. 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結について

島根県が国、中国電力等に対し、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっては、鳥取県・米子市・境港市の意見等を踏まえ誠意をもって対応するとともに、国・中国電力等に鳥取県・米子市・境港市の意見等を伝えることについて、平成25年11月1日に、鳥取県知事・米子市長・境港市長が合同で島根県知事に対して申入れを行いました。

この申入れを踏まえ、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きについて、平成25年11月7日に鳥取県・米子市・境港市は島根県と覚書を締結しました。

(島根県は、平成25年10月29日に出雲市・安来市・雲南市とも覚書を締結。)



島根県知事への申し入れ

【経過】

1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告への対応

- ・平成25年12月13日 島根県知事から覚書に基づく意見の照会
- ・平成25年12月17日 鳥取県知事・米子市長・境港市長から島根県知事に対して、新規制基準への適合性申請の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、専門家、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出することなどの意見を回答

2 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告への対応

- ・平成30年5月31日 島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
- ・平成30年8月6日 鳥取県知事・米子市長・境港市長から島根県知事に対して、新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。可否に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、専門家、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上回答することなどの中国電力への回答方針等について回答
- ・平成30年8月7日 島根県知事から覚書に基づく意見の照会
- ・平成30年8月6日 鳥取県知事・米子市長・境港市長から島根県知事に対し、中国電力への申入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

3. 島根原子力発電所に係る中国電力への申入れ等について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、島根原子力発電所に係る事項について適宜中国電力への申入れ等を実施しています。

年月日	場所	応対者	内 容
平成 23 年 3 月 14 日	中国電力本社	山下社長	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申入れ
4 月 8 日	中国電力本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として）
5 月 27 日	中国電力本社	山下社長	以下について申入れ①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための必要な対策の実施、③安全協定の締結、④EPZ 範囲見直しへの働き、⑤協議の場の設置
8 月 8 日	中国電力本社	苅田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として） ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進 ③省エネルギーの取組促進 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12 月 25 日	中電電力本社	苅田社長	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等締結
平成 24 年 11 月 1 日	中国電力本社	苅田社長	立地県並みの安全協定への改定について申入れ
平成 25 年 3 月 15 日	県庁	清水副社長	本県申入れに対する文書回答・・・立地県と同等の対応を行う・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（回答）・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）
12 月 17 日	中国電力本社	清水副社長	以下について申入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定について →（清水副社長）立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい。等
12 月 25 日	県庁	苅田社長	苅田社長との意見交換
平成 26 年 10 月 20 日	中国電力本社	苅田社長	原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請
平成 27 年 3 月 19 日	中部総合事務所	清水副社長	島根 1 号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
5 月 15 日	県庁	芦谷支社長	島根 1 号機の廃炉措置に係る申入れ（廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等）
12 月 8 日	県庁	清水副社長	島根 1 号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申入れ（法令に沿った手続きの明確化等）
平成 28 年 4 月 28 日	県庁	迫谷副社長	島根 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること
6 月 17 日	県庁	迫谷副社長	・島根 1 号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成 29 年 6 月 27 日	県庁	迫谷副社長	・島根 1 号機廃止措置計画について、8 項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第 1 段階）の実施に限り了解する旨回答。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成 30 年 8 月 6 日	県庁	平野副社長	・島根 3 号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成 30 年 11 月 9 日	県庁	天野支社長	島根 3 号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ ・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。 ・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。 ・安全協定を改定すること。

4. 島根原子力発電所に係る国要望について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所における安全対策の強化、再稼働の判断、国の費用負担など島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る事項について国に対して要望をしています。

年月日	要望先	内 容
平成 23 年 3 月 15 日	内閣総理大臣 経済産業大臣 (※東京本部を通じて文書 要望)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導することなど)
4 月 20 日	内閣府、経済産業省、民主 党本部、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所における安全対策の強化について (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導することなど)
7 月 26 日	内閣府、経済産業省 (原子 力安全・保安院)、地元選 出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること。 島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加など
10 月 13 日、 20 日	内閣府、文部科学省、経済 産業省 (原子力安全・保 安院)、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること。 島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加、スピード精度の向上など
12 月 20 日	内閣府、文部科学省、経済 産業省 (原子力安全・保 安院)、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も 国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に 行うよう指導すること。 島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加、スピード精度の向上、防災資 機材の具体的な整備方針 (配備必要数等) を提示するとともに、当該 整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担することな ど
平成 24 年 4 月 11 日	内閣府 (後藤斎副大臣)、 内閣官房、文部科学省 (平 野大臣)、経済産業省 (牧 野副大臣 (原子力安全・保 安院))、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発の EPZ の拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当 たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を 踏まえ慎重に判断することなど
5 月 25 日	内閣官房、文部科学省、経 済産業省 (原子力安全・保 安院)	中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。早 急に UPZ の導入を前提とした事業実施が可能となるよう交付金措置す ることなど
7 月 13 日	文部科学省 (平野大臣) 環 境省、厚生労働省地元選出 国会議員	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし て、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力 防災体制の整備 (初期投資) を緊急に実施する必要があるため、必要 な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付する ことなど
7 月 31 日	内閣府・環境省 (細野大臣) 経済産業省 (中根政務官)	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし て、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力 防災体制の整備 (初期投資) を緊急に実施する必要があるため、必要 な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付する ことなど

10月 10日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画などの防災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定されたUPZに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うことなど
10月 24日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転にあたっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもって判断すること。 ・原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付することなど。
平成 25年 1月 8日	経済産業省（茂木大臣）原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転にあたっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもって判断すること。 ・原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付することなど。
4月 9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転にあたっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 2日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 31日	経済産業省（平政務官）地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 15日	原子力規制委員会資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 24日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ・また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
11月 15日	経済産業省（立岡事務次官）地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
12月 18日	経済産業省（立岡事務次官）	中国電力の島根原子力発電所 2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について
12月 19日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化について など
平成 26年 1月 14日	経済産業省（磯崎産業政務官）原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成 27 年度までの 3 力年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置することなど
7月 9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ の原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター（EMC）等を 27 年度までの 3 力年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること ・原発の再稼働の判断にあたっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たな知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。など

7月28日	経済産業省（田中良生政務官）	<p>再稼働について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たな知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。など
11月20日	資源エネルギー庁（対応者：多田電力・ガス事業部長） *末永総務部長、渡辺原子力安全対策監対応	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。など
平成27年1月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> 川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があつての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであつてはならない。 国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。 宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
2月10日	経済産業省（関芳弘政務官）	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。など
6月4日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力への厳格な指導を行うこと。 廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をていねいに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに、本県をはじめとする地元自治体に説明すること。 廃止措置段階の防災対策についても万全を期すこと。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。

10月15日	経済産業省 資源エネルギー庁 (高橋次長)	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 中国電力に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速な見直し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と同等に対応するよう指導を行うこと。 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 UPZ 圏内ですら十分ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることができが急務であり、その対策に必要な人件費や UPZ 圏外(30km 以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。
12月17日	内閣府 (白石政務官)	<ul style="list-style-type: none"> UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることができが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
平成 28 年 6月17日	原子力規制庁 (清水長官) 資源エネルギー庁 (多田次長)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 1 号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ分かりやすい説明を行うこと。 廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。
10月19日	内閣府 (山本大臣)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について 放射線防護対策施設の整備について 広域避難に係る輸送手段の確保について 安定ヨウ素剤(ゼリー剤)の追加製品化について 人形峠環境技術センターの防災対策について
平成 29 年 4月24日	原子力規制庁 (安井長官)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画の認可を受け、廃止措置に係る周辺地域の安全・安心確保等について適切な対処を強く求める。 廃止措置計画等の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 中国電力に対し、廃止措置計画等の審査結果(審査により追加・変更した内容を含む)について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡が確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。

6月28日	内閣府（山本内閣府特命担当大臣（原子力防災））	島根原子力発電所1号機廃止措置に伴う要望 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。 2 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。
6月29日	原子力規制庁（安井長官）	島根原子力発電所1号機廃止措置に伴う要望
		1 廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るために厳正な保安検査等によって監視するとともに、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じること。特に、汚染状況の調査・除去及び施設の解体撤去についてはリスク管理を含めて厳しく監視すること。また、廃止措置計画の変更認可申請の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。 2 島根原子力発電所1号機に係る廃止措置期間中の保安検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 3 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 4 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう引き続き指導すること。 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。 6 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・支援すること。 7 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 8 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。
6月29日	経済産業省資源エネルギー庁（多田次長）	島根原子力発電所1号機廃止措置に伴う要望 1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。 2 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。 4 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 5 中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 7 中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 8 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

7月20日	原子力規制庁（安井長官）	<ul style="list-style-type: none"> ・穴道断層の厳正な審査について（今回の延長はこれまでの穴道断層の調査と評価についての信頼を搖るがすとともに、住民に不安を抱かせる。基準地震動策定に当たっての穴道断層の評価について、科学的に一点の疑義もないように厳正に審査等を行うこと。審査結果について、鳥取県等へわかりやすい説明を行うこと など ・原子力発電所における安全確保について
	経済産業省（大串政務官）	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・本県の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を充実させることができが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること など
12月18日	経済産業省（平木政務官）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が原子力防災対策の責務を果たすためには、原子力防災対策の確実な財源措置が必須であり、人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
平成30年8月6日	原子力規制庁	<p>島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望</p> <p>【周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。 <p>【中国電力に対する指導について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。 <p>【汚染水対策について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 <p>【原子力行政における情報の透明化等について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

平成 30 年 8月6日	<p>原子力規制庁</p>	<p>II 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】</p> <p>6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>7 U P Z における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。</p> <p>8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。</p> <p>【原子力災害医療体制の整備】</p> <p>9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤 50 ミリグラム規格の開発製造を促進すること。</p> <p>10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。</p> <p>III 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について</p> <p>11 平成 30 年 5 月 16 日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。</p> <p>IV 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について 【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】</p> <p>12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。</p> <p>13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。</p>
	<p>資源エネルギー庁 (小沢政策統括調整官)</p>	<p>中国電力の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査申請を踏まえた要望</p>

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について
【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

8月6日	資源エネルギー庁 (小沢政策統括調整官)	<p>II 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】</p> <p>5 U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること</p> <p>III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について 【使用済燃料等に対する取扱い等について】</p> <p>6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。</p> <p>【中国電力に対する指導について】</p> <p>7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。</p>
	内閣府 (中川内閣府担当大臣) (原子力防災)	<p>島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望</p> <p>○ 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】</p> <p>1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のU P Z内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。</p> <p>2 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。</p> <p>【原子力災害医療体制の整備】</p> <p>4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。</p>

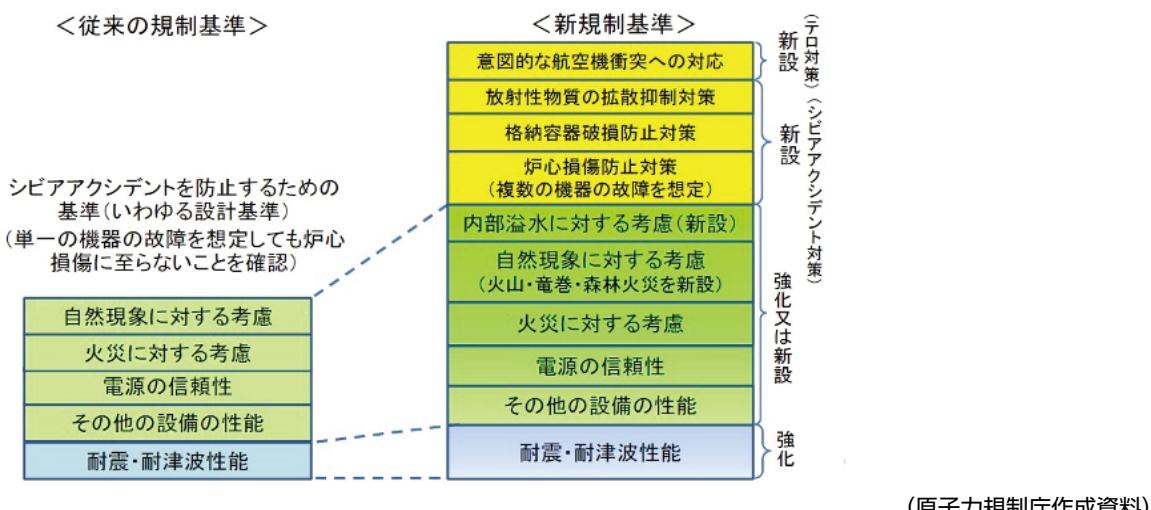
5. 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る安全対策に関する原子炉設置変更許可申請

(1) 原子力発電所の新規制基準について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受け、国会事故調や政府事故調等の提言、国際原子力機関（IAEA）の基準等を踏まえ、原子炉等規制法が改正され、①重大事故対策（シビアアクシデント）の強化、②許可済み原子力施設に対して最新の技術的知見を踏まえた新たな規制基準が設けられた場合の当該基準への適合の義務づけ（バックフィット制度の導入）、③運転期間延長認可制度の導入（運転可納期間を最初の使用前検査合格後日から起算して40年とする。ただし、原子力規制委員会が認可した場合は、1回に限り20年を限度に延長可能とする。）、④発電用原子炉施設に関する規制の原子炉等規制法への一元化などの規制強化が追加されました。

これまでの規制基準と新規制基準との主な変更点は、地震、津波をはじめとする自然災害等への対策の強化や、これまで事業者の自主的な取組に任せられてきたシビアアクシデント対策（炉心損傷を伴うなど重大事故への対策）の義務化、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準の新設、新たな規制を既存プラントにまで反映させるバックフィット制度の導入等であり、この新規制基準は平成25年7月8日に施行されました。

事業者は、新規制基準適合性に係る審査の申請を行う必要があります。



(2) 原子力発電所に係る規制

原子力規制委員会が、原子炉等規制法に基づき、設計・建設段階、運転段階の各段階で規制が行われます。

ア 設計・建設段階

原子力事業者が設備の設計方針について記した「原子炉設置（変更）許可申請」を原子力規制委員会に提出し技術基準に適合しているかが審査され、原子炉の設置（変更）許可が判断されます。原子炉の設置（変更）許可を受けた原子力事業者は、設備の詳細な設計内容を示した「工事計画」について、原子力規制委員会に認可申請を行います。工事の各工程においては、原子力規制委員会が「使用前検査」を実施し、工事計画との整合性や技術基準との適合性について確認します。運転開始に当たっては「保安規定」の審査・認可が行われます。

イ 運転段階

原子力事業者による「定期事業者検査」、原子力規制委員会による「施設定期検査」等を通じて技術基準への適合性が確認されます。さらに原子力運転検査官による「保安検査」や「保安調査」等を通じて原子力事業者が保安規定を遵守しているかが確認されます。さらに、原子力事業者は、運転に関する主要な情報については定期的に、事故や故障等のトラブルについては直ちに、原子力規制委員会に報告することになっています。

(3) 新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前報告への対応

鳥取県は、平成25年11月21日に中国電力から、安全協定（第6条）に基づき島根原子力発電所2号機の新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前の報告を受けました。

事前報告から回答までの経緯	
平成25年9月19日	鳥取県全員協議会にて、(中国電力から)原子力発電所の新規制基準について説明
11月21日	安全協定に基づき中国電力が鳥取県に事前報告
22日	第11回(平成25年度第3回)原子力安全対策プロジェクトチーム会議 中国電力からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供及び今後の進め方についての協議
25日	第12回(平成25年度第4回)原子力安全対策プロジェクトチーム会議 申請内容の把握を目的に開催。中国電力から「新規制基準適合申請の内容」について説明が行われた
30日	第9回鳥取県原子力防災専門家会議
12月4日	島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請内容に関する中国電力主催説明会(米子市内)
11日	鳥取県知事、米子市長及び境港市長がTV会議により意見交換
12日	鳥取県議会全員協議会
17日	安全協定に基づき鳥取県の意見を中国電力に回答 覚書に基づき、鳥取県の意見を島根県に回答 (併せて経済産業省〔18日〕、原子力規制庁〔19日〕に要望)
25日	中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請

ア 回答の内容

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告については、平成25年12月17日に以下のとおり、安全協定第6条に基づき鳥取県の意見を回答しました（事前報告の可否に関して最終的な意見を留保しています）。

また、安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を同日申し入れています。

(ア) 安全協定第6条に基づく回答

- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 再稼動に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- c. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- d. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- e. 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- f. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- g. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

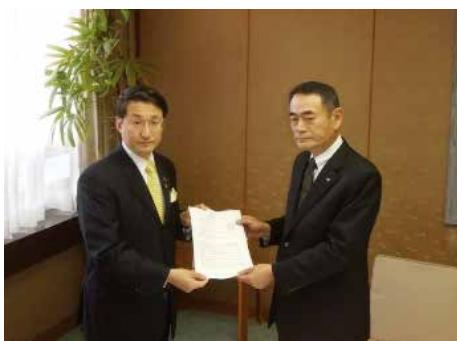
(イ) 安全協定の改定の申入れ

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、平成25年11月21日に貴社より安全協定第6条に基づき、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼動への準備が現実に進められようとしている現状の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

については、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。



中国電力への申入れ

イ その他の対応

(ア) 覚書に基づく島根県への回答

- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行う。
- c. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- d. 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- e. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- f. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(イ) 国への要望

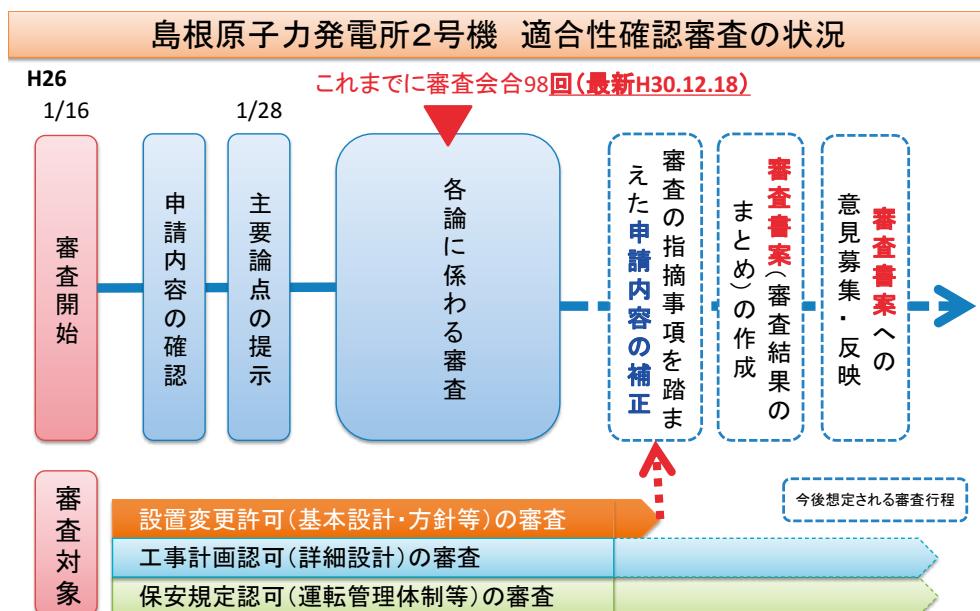
- ・原子力規制庁 平成25年12月19日
- ・経済産業省 平成25年12月18日

(4) 原子力規制委員会による審査状況

原子力規制委員会は、今般の新規制基準への適合性確認について、設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可に関する申請を同時期に受け付け、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行うこととし、これらの審査手続後に必要な検査を実施するといった基本的な方針を示しています。

中国電力は、島根原子力発電所2号機の新規制基準への確認審査を受けるため、平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請を行い、同委員会での審査が行われています。

平成28年7月4日、中国電力は2号機設置変更許可（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置）を原子力規制委員会に追加申請しています。



ア 新規制基準適合性審査会合

	開催日	審査会合 [※]	内 容
1	平成26年1月16日	第68回	島根原子力発電所2号機に係る申請の概要
2	1月28日	第73回	島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点
3	2月20日	第83回	敷地周辺陸域の活断層評価
4	3月19日	第95回	敷地周辺海域の活断層評価
5	4月9日	第103回	敷地周辺海域の活断層評価（コメント回答）
6	4月16日	第106回	地下構造評価
7	5月1日	第109回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価（コメント回答）
8	6月27日	第121回	震源を特定せず策定する地震動
9	7月22日	第125回	確率論的リスク評価（内部事象）
10	8月5日	第129回	静的機器の单一故障に係る設計
11	8月28日	第133回	格納容器フィルタベント系
12	9月5日	第135回	地下構造評価（コメント回答）
13	9月11日	第137回	指摘事項の回答（格納容器フィルタベント系）
14	9月30日	第142回	確率論的リスク評価（外部事象）
15	10月2日	第144回	事故シーケンス等の選定
16	10月14日	第147回	重大事故等対策の有効性評価
17	10月16日	第148回	重大事故等対策の有効性評価
18	10月23日	第151回	外部火災の影響評価
19	10月30日	第154回	内部溢水の影響評価
20	11月6日	第155回	外部火災の影響評価
21	11月13日	第159回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22	11月20日	第163回	重大事故等対策の有効性評価
23	11月21日	第164回	地下構造評価（コメント回答）
24	12月4日	第168回	火災防護
25	12月9日	第171回	重大事故等対策の有効性評価

26	平成27年1月15日	第 182 回	重大事故等対策の有効性評価
27	1月16日	第 183 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
28	1月27日	第 187 回	重大事故等対策の有効性評価
29	2月3日	第 190 回	竜巻影響評価
30	2月10日	第 193 回	緊急時対策所
31	2月19日	第 197 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路
32	2月24日	第 199 回	原子炉冷却材圧力バウンダリ
33	2月26日	第 200 回	格納容器フィルタベント系
34	3月3日	第 202 回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	3月5日	第 203 回	静的機器の单一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	3月6日	第 204 回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	3月17日	第 207 回	重大事故等対策の有効性評価
38	3月19日	第 209 回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	3月24日	第 211 回	通信連絡設備
40	3月31日	第 213 回	竜巻影響評価〔指摘事項回答〕
41	4月2日	第 214 回	監視設備および監視測定設備
42	4月7日	第 216 回	フィルタベント系
43	4月9日	第 217 回	竜巻影響評価
44	4月21日	第 220 回	共用に関する設計上の考慮
45	4月24日	第 223 回	敷地の地質・地質構造
46	5月12日	第 224 回	重大事故等対策の有効性評価（その1）
47	5月15日	第 226 回	敷地周辺海域の活断層評価〔コメント回答〕
48	5月21日	第 227 回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	5月28日	第 231 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その1）
50	6月2日	第 233 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕
51	6月9日	第 236 回	重大事故等対策の有効性評価（その2）
52	6月11日	第 237 回	原子炉制御室
53	6月12日	第 238 回	火山影響評価
54	6月19日	第 241 回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	6月23日	第 242 回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	6月30日	第 244 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その1）
57	7月2日	第 245 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その2）
58	7月9日	第 247 回	外部事象の考慮
59	7月14日	第 249 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕（その1）
60	7月16日	第 250 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕（その2）
61	7月21日	第 251 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その2）
62	7月28日	第 254 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その1）
63	7月31日	第 257 回	敷地周辺陸域および海域の活断層評価〔コメント回答〕
64	8月4日	第 258 回	水素爆発防止対策
65	8月6日	第 259 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その2）
66	9月9日	第 271 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
67	10月15日	第 283 回	重大事故等対策の有効評価に係るシビアアクシデント解析コード〔指摘事項回答〕
68	11月20日	第 297 回	「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」を踏まえた活断層評価
69	12月16日	第 309 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答および宍道断層西端の評価〕
70	平成28年1月15日	第 318 回	敷地の地質・地質構造について〔コメント回答〕
71	1月29日	第 324 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
72	3月31日	第 345 回	今後のBWRプラントの審査の進め方
73	4月21日	第 353 回	BWR審査における論点及び今後の審査の進め方
74	4月28日	第 358 回	島根原子力発電所 火山影響評価〔コメント回答〕
75	5月13日	第 360 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
76	5月26日	第 363 回	島根原子力発電所 2号機 地震による損傷の防止について
77	7月12日	第 379 回	・島根原子力発電所 施設の耐震重要度分類の変更 ・島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
78	8月25日	第 393 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
79	9月15日	第 400 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価
80	11月11日	第 414 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
81	11月17日	第 415 回	島根原子力発電所 耐震設計の論点
82	12月16日	第 423 回	島根原子力発電所 2号機 基準津波の策定
83	平成29年2月17日	第 414 回	島根原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動
84	6月9日	第 474 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
85	7月28日	第 491 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕

86	9月29日	第 515 回	島根原子力発電所	敷地周辺陸域の活断層評価（コメント回答）
87	10月27日	第 524 回	島根原子力発電所	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（コメント回答）
88	12月1日	第 530 回	島根原子力発電所	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（コメント回答）
89	平成30年2月2日	第 544 回	島根原子力発電所	基準地震動の策定について
90	2月16日	第 549 回	島根原子力発電所	基準地震動の策定について（コメント回答）
91	4月6日	第 563 回	島根原子力発電所	基準津波の策定（コメント回答）
92	4月27日	第 566 回	島根原子力発電所	基準地震動の年超過確率の参照について
93	5月25日	第 575 回	島根原子力発電所	基準津波の策定（コメント回答）
94	6月1日	第 579 回	島根原子力発電所	基準地震動の年超過確率の参照について
95	7月20日	第 605 回	島根原子力発電所	基準津波の策定（コメント回答）
96	9月28日	第 632 回	島根原子力発電所	基準津波の策定（コメント回答）
97	12月14日	第 662 回	島根原子力発電所	基準津波に伴う砂移動評価
98	12月18日	第 663 回	島根原子力発電所	基準津波の年超過確率の参照について
			島根原子力発電所	設置変更許可申請に係る補足説明
			島根原子力発電所	まとめ資料における追補について

※原子力規制委員会による「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の回数。 (平成30年12月28日現在)

平成26年12月19日(金)、平成27年2月5日(木)・6日(金)、10月29日(木)・30日(金)及び平成30年11月15日(木)・16日(金)には、原子力規制委員会による島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査に関する現地調査が実施されています。

イ 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

	開催日	審査会合	内 容
1	平成28年9月13日	第 399 回	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の申請の概要

(5) 中国電力による自治体向け説明会

2県6市は、中国電力より島根原子力発電所2号機に係る審査状況等について説明を受けています（一般傍聴も可能）。

回数	開催日	内 容
第 1 回	平成26年3月10日	3回目審査会合の概要説明
第 2 回	4月21日	4～6回目審査会合の概要説明
第 3 回	5月16日	7回目審査会合の概要説明
第 4 回	7月1日	8回目審査会合の概要説明
第 5 回	8月12日	9・10回目審査会合の概要説明
第 6 回	9月12日	11～13回目審査会合の概要説明
第 7 回	10月31日	14～19回目審査会合の概要説明
第 8 回	11月26日	20～23回目審査会合の概要説明
第 9 回	12月25日	24・25回目審査会合の概要説明
第 10 回	平成27年2月12日	26～30回目審査会合の概要説明 島根原子力発電所の地下水対策について
第 11 回	3月16日	31～36回目審査会合の概要説明 海域活断層に係る追加調査結果の概要
第 12 回	4月17日	37～42回目審査会合の概要説明
第 13 回	5月29日	44～49回目審査会合の概要説明
第 14 回	7月10日	50～58回目審査会合の概要説明
第 15 回	9月3日	59～63回目審査会合の概要説明
第 16 回	12月22日	64～69回目審査会合の概要説明
第 17 回	平成28年1月28日	70回目審査会合の概要説明 宍道断層の評価について
第 18 回	4月21日	71～72回目審査会合の概要説明
第 19 回	7月22日	73～77回目審査会合の概要説明
第 20 回	9月27日	78～79回目審査会合の概要説明
第 21 回	平成29年1月25日	80～82回目審査会合の概要説明
第 22 回	7月13日	83～84回目審査会合の概要説明
第 23 回	平成30年2月20日	85～90回目審査会合の概要説明
第 24 回	11月1日	91～96回目審査会合の概要説明

(平成30年11月9日現在)

(6) 住民説明会の開催

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に伴い、中国電力主催による米子市及び境港市の住民を対象とした住民説明会（公民館単位）が開催されました。

また、米子市・境港市主催の住民避難計画の説明も併せて実施されました。

ア 開催に至る背景

新規制基準適合申請に当たっての安全協定第6条に基づく事前報告に対する本県回答（最終的な意見を留保）の際、住民説明会の開催を求めていたものです。

【安全協定の本県回答（抜粋）H25.12.17】

島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

※審査結果の説明については、別途原子力規制委員会や中国電力に求めています。

中国電力による説明内容

- ・島根原子力発電所の安全対策の取組状況
- ・原子力規制委員会での審査状況
- ・新規制基準適合性申請の概要
- ・その他質疑応答

イ 開催状況（参加人数は概数）※平成26年に実施

（ア） UPZ圏内 [16か所、730人]

米子市 [9か所] 370人			境港市 [7か所] 360人		
場所	開催日	参加人数	場所	開催日	参加人数
和田公民館	6月19日（木）	60	中浜公民館	7月15日（火）	70
住吉公民館	6月25日（水）	50	余子公民館	7月17日（木）	55
彦名公民館	6月27日（金）	30	渡公民館	7月22日（火）	65
加茂公民館	7月 2日（水）	35	境公民館	7月24日（木）	55
夜見公民館	7月 4日（金）	50	上道公民館	7月29日（火）	35
大篠津公民館	7月 7日（月）	20	外江公民館	8月 1日（金）	45
崎津公民館	7月14日（月）	35	誠道公民館	8月 7日（木）	35
河崎公民館	7月28日（月）	35			
富益公民館	9月12日（金）	55			

（イ） UPZ圏外 [2か所、45人]

米子市 [2箇所] 45人		
場所	開催日	参加人数
米子市文化ホール	9月18日（木）	20
淀江文化センター	9月22日（月）	25



米子市和田公民館での説明会



境港市中浜公民館での説明会

6. 島根原子力発電所 3 号機の新規制基準に係る安全対策に関する 原子炉設置変更許可申請について

平成 30 年 5 月 22 日、中国電力から安全協定に基づき 3 号機の申請に係る事前報告があり、県は安全協定に基づき協議に応じることとしました。

事前報告以降、中国電力から鳥取県、米子市及び境港市、各議会、住民、専門家等に対して事前報告の内容について説明いただき、8 月 6 日に中国電力に対し事前報告に係る意見回答を行いました。

(1) 新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前報告への対応

ア 鳥取県等における対応について

(ア) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（5 月 28 日）

中国電力からの事前報告を受けて、3 首長（知事、米子市長、境港市長）が今後の対応について対応方針を確認しました。

(a) 事前報告を受けた今後の対応方針

- ・安全協定に基づき誠実に説明を聞くこととし、安全性を厳しく議論していく。
- ・まずは 3 首長への説明、その後、共同検証チーム、顧問会議など各方面への説明を要請する。

(b) 共同検証チームの取扱い

- ・共同検証チームにより、引き続き申請内容の検証を行う。

(イ) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催（6 月 8 日）

3 首長が申請内容に関する中国電力からの説明を受けるとともに、以下のことを申し入れました。

- ・個々の安全対策を説明するのではなく、例えば想定外の津波に対してどう切り抜けるかなど、一般住民が理解しやすいストーリーとして説明すべきである。
- ・住民への説明責任を果たすとともに、共同検証チームや顧問への説明も誠実に対応するなど、立地と同等の取扱いを行うこと。

(ウ) 共同検証チームによる検証

共同検証チームは概要説明時から計 10 回の会議を開催し、3 号機の概要に加えて、事前報告後は新規制基準適合性審査申請の内容について網羅的に確認しました。

	回数	開催日	確認項目
事前報告前	第 1 回	4/18	共同検証チームを設置し、今後の進め方等を構成メンバーで協議
	第 2 回	4/27	3 号機の概要、3 号機が採用している A BWR の特性
	第 3 回	5/8	3 号機の現地視察
	第 4 回	5/10	現地視察を踏まえての安全対策及び福島事故を踏まえての対応
	第 5 回	5/11	A BWR の詳細、安全対策及び福島事故を踏まえての対応
事前報告後	第 6 回	6/13	新規制基準適合性審査申請の内容（主に設計基準対応）
	第 7 回	6/20	新規制基準適合性審査申請の内容（主に重大事故等対応）
	第 8 回	6/26	重大事故等対応、及び福島事故を想定した事故シナリオに沿って、個々の安全対策がどう機能するか
	第 9 回	7/10	福島事故を想定した事故シナリオに沿って、個々の安全対策がどう機能するか
	第 10 回	7/20	人材の教育・訓練、緊急時対策所、テロ対策等

※7/17(火)に共同検証チームの代表者が東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 、7 号機を視察。

イ 原子力安全顧問による検証（6 月 23 日、7 月 13 日）

原子力安全顧問会議を開催し、島根原子力発電所 3 号機に係る新規制基準適合性審査申請の内容について、次のとおり福島事故のような事故が起こらないかなど、それぞれの専門的知見に基づき原子力安全顧問に確認いただきました。

- ・耐震・耐津波機能や自然現象に対する考慮、電源の信頼性など設計において事故が起こりにくくする対策が強化されていること。
- ・福島事故と同様なシビアアクシデントへの対策（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策等）がなされていること。など

ウ 議会への説明

- 中国電力が3号機の新規制基準適合性審査申請の内容をそれぞれの議会に説明しました。
- ・県議会議員全員協議会（6月14日）
 - ・米子市議会全員協議会（7月12日）
 - ・境港市議会（6月22日）

エ 住民への説明

- (ア) 中国電力主催住民説明会（米子市：7月20日、境港市：7月6日）

3号機の申請内容とそれらに対する質疑応答が行われました。

- (イ) 原子力安全対策合同会議（7月24日）

3首長及び米子市、境港市の住民代表の方に対して、中国電力が3号機の申請内容を説明し、住民代表の方から意見、質問が出されました。また、原子力安全顧問から顧問会議の総括意見が報告されました。

オ 鳥取県、米子市及び境港市の意見回答内容の集約

- (ア) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（8月1日）

島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告への意見回答内容等について、米子市及び境港市において、議会との協議が行われたことから、知事が両市の考え方をお聞きし、意見交換を行いました。

- (イ) 意見回答内容に係る各議会との相談

中国電力からの島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請事前報告に係る意見回答内容等について、執行部がそれぞれの議会と協議しました。

- ・県議会議員全員協議会（8月2日）

- ・米子市議会全員協議会（8月1日）

- ・境港市議会全員協議会（7月31日）

（2）事前報告に係る意見回答等について

ア 中国電力への事前報告に係る意見回答及び安全協定改定の申し入れ（8月6日）

知事から中国電力平野副社長に、安全協定に基づく島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関して最終的な意見を留保するなどの回答を行うとともに、安全協定改定を強く申し入れました。

- (ア) 出席者

- (a) 鳥取県 知事、副知事、統轄監

- (b) 中国電力 平野代表取締役副社長執行役員ほか

(イ) 発言概要

『平井知事発言要旨』

- ・島根3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告の可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
 - ・島根3号機の概要説明を受けている途中段階で事前報告があり、県内ではまだ議論が不十分である。
 - ・(安全協定について)立地と同様の運用が行われていることは理解するが、やはり文言上担保がないのはおかしいのではないかとの議論は払拭されることはなかった。
 - ・これまで度々、立地並みの文言への改定を申し入れているが、叶えられていない。今、東海第二原発のような実質的事前了解権を明記する動きも出てきたところで局面も変わっている。是非改めていただきたい。
- 『平野副社長発言要旨』
- ・真摯に受け止め、誠意をもって対応していきたい。安全を第一に万全を期すとともに、説明責任を果たしていきたい。
 - ・安全協定に問題については、知事の強い思いをしっかりと心に留め、引き続き誠意をもって地元の自治体の方々と協議していきたい。

(ウ) 意見回答等の内容

『事前報告に係る意見回答要旨』

- ・事前報告に関する可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
- ・最終的な意見は規制委員会と中国電力の説明を受け、改めて提出する。審査入りそのものは認める。
- ・意見回答にあたっては以下の条件を付すこととする。(主なもの)
 - ①稼働に向けての一連の手続きは立地自治体と同等に対応すること。
 - ②審査状況について住民説明会を開催し、わかりやすく丁寧に説明すること。
 - ③地震・津波・火山について、最新の知見を反映させること。

④ 2、3号機の同時事故を含め重大事故対策を実施すること。

⑤ 避難経過の実効性の深化へ協力すること。

『安全協定改定の申入れ要旨』

・立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、安全協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を強く求める。

イ 島根県への意見回答（8月6日）

平成25年11月7日に島根県、本県、米子市及び境港市が締結した「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、島根県に対して8月6日に本県の意見を伝え、また、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に係る島根県の対応で特段の差支えがない旨回答しました。

ウ 国への要望活動の実施（8月6日）

中国電力からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告について、安全協定第6条に基づき、米子市及び境港市と連名で意見を回答したことから、国の権限等に関わる事項の履行等を求めて国への要望活動を行いました。

(ア) 資源エネルギー庁への要望

(a) 要望者 平井知事、清水境港市副市長

(b) 要望の相手方 資源エネルギー庁 資源エネルギー政策統括調整官 小沢典明

(c) 主な要望事項

- ・安全協定については、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- ・避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

(d) 相手方のコメント

・安全協定については、電力会社に対して誠意を持って対応するよう指導する。

・避難計画は自治体に任せきりにするのではなく、自治体と一つ一つ確認しながら国・自治体一体となって作っていく。

(イ) 原子力規制委員会への要望

(a) 要望者 清水境港市副市長、危機管理局長、原子力安全対策監

(b) 要望の相手方 原子力規制庁総務課職員

(c) 主な要望事項

- ・安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。
- ・周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を電力事業者が責任もって行うよう審査及び指導すること。

(d) 相手方のコメント

・要望は委員に伝える。

(ウ) 内閣府（原子力防災）への要望

(a) 要望者 平井知事、清水境港市副市長

(b) 要望の相手方 内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川雅治

(c) 主な要望事項

- ・避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- ・避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

(d) 相手方のコメント

・課題は十分に認識している。原子力防災対策は、原発があるかぎり稼働の有無にかかわらずしっかりと対応し、住民の安全と安心を確保していく。

・原子力防災対策に係る経費（交付金）についても、要望に沿って、充実強化していくことを検討する。

(3) 新規制基準適合性審査会合

	開催日	審査会合	内 容
1	平成30年9月4日	第620回	島根原子力発電所3号機に係る申請の概要

（平成30年12月28日現在）

7. 被災地等の視察

(1) 知事の福島県被災地視察(平成26年5月)

東日本大震災の発生から3年余りが経過した福島県の被災地や東京電力福島第一原子力発電所を視察し、被災地の現状や復興状況等を確認するとともに、現地関係者の生の声を聞くことで、本県の防災対策の充実に役立てる目的で、知事が視察を行いました。

視察日 平成26年5月15日（木）

視察者 平井知事〔随行〕 渡辺原子力安全対策監、原子力安全対策課職員（2名）

視察内容

ア 福島県庁（佐藤福島県知事（当時）と面会）

- ・13万人を超える避難者がおり、その対応に苦労 →平井知事から支援継続の考え方を表明
- ・風評被害については、厳しい状況が継続



佐藤知事（当時）との面会状況

イ 除染現場〔川俣町山木屋地区〕（環境省福島環境再生事務所 小沢副本部長等から説明）

- ・山木屋地区だけで毎日2,000人以上が除染作業に従事
- ・除染作業は、山林、湖沼、河川を除く区域を実施
- ・農地除染は、放射線量に応じてはぎ取りや反転耕等の工法を実施
- ・宅地除染は、拭き取りが基本で、1戸当たり1ヶ月以上の期間が必要。住民とのコミュニケーションに配慮
- ・除染作業で発生した廃棄物はフレコンパック（収納袋）に入れ、除染廃棄物仮置場で不燃物は5段、可燃物は3段に積み重ね、遮へい土のうで養生
- ・帰還困難区域は放射線量が高く、除染作業は未着手



除染廃棄物仮置場での説明



住宅除染作業の状況

ウ 福島第一原子力発電所

- ◆ Jヴィレッジにて概要説明（東京電力(株) 石崎福島復興本社代表等から概要説明）
- ・津波の状況と設備の被害状況
- ・現在の原子炉の冷却状況（建屋内の滞留水を処理（セシウム除去、淡水化）し、循環冷却）
- ・汚染水対策（現状（約400m³/日の地下水流入）、緊急対策（地下水バイパス等）、抜本対策（海側・陸側遮水壁の設置、サブドレンからの地下水くみ上げ））
- ◆免震重要棟での概要説明（福島第一原子力発電所 小野所長等から概要説明）
- ・概要説明（新潟県中越沖地震を踏まえ建設、昼夜200名が勤務等）
- ・知事からの激励
- ◆構内視察（構内バスから視察、約1時間）
 - ・視察施設（1～4号機外観、多核種除去設備（ALPS）、乾式キャスク（使用済み燃料貯蔵容器）仮保管設備現場、地下水バイパス揚水井、5～6号機海側設備 等）
 - ・経路上の空間放射線量率は1.6～46μSv/h（視察中に受けた被ばく線量は10μSv（γ線））
*胸のエックス線集団検診 50μSv/回



福島第一原子力発電所 小野所長の説明（免震重要棟）



構内バスから見る4号機

エ 津波被害現場、避難指示区域内

- ◆富岡駅周辺の津波被害現場
 - ・津波被害の状況が被災当時のままとなっている状況を確認
- ◆避難指示区域内
 - ・移動経路上の帰還困難区域（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）、居住制限区域（川俣町、浪江町、富岡町）、避難指示解除準備区域（川俣町、浪江町、双葉町、富岡町、楢葉町）を車窓より確認
 - ・帰還困難区域を中心に、被災当時のままとなっている状況を確認
 - ・避難指示解除準備区域では除染作業が進みつつある状況を確認



富岡駅周辺の津波被害状況



帰還困難区域の通行規制（浪江町内）

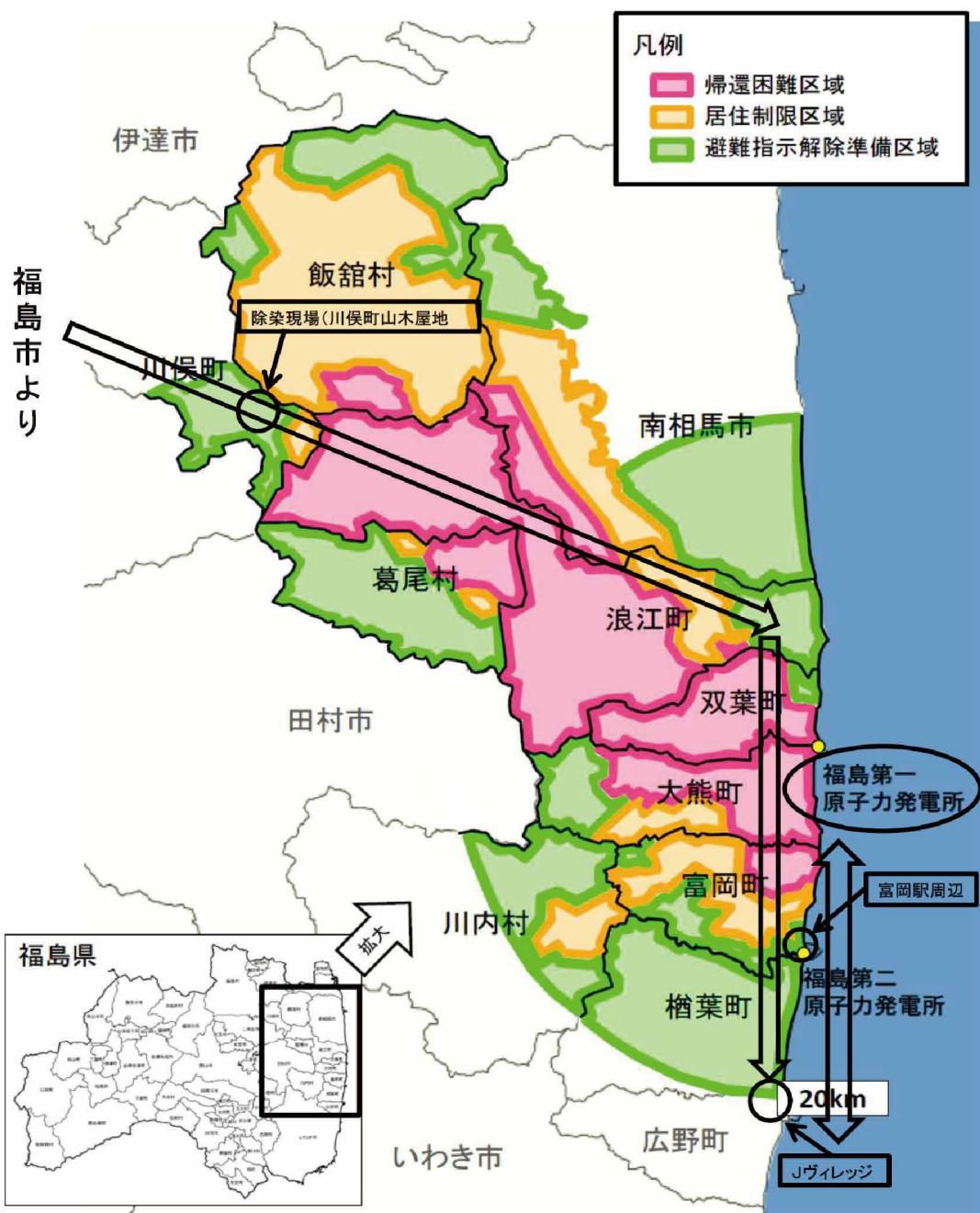
※対応者の所属等については、当時のものです。

◆ 観察概要図

※図は、平成26年4月1日時点の状況です。

* 経済産業省「避難指示区域の概念図」に加筆

避難指示区域の概念図



(2) 被災地聞き取り調査(平成24年5月)

危機管理局長ほか7名が、原子力防災体制の強化を図ることを目的に福島県庁等を訪問し、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故当時の状況や現在の体制等について聞き取り調査を行いました。

訪問日 平成24年5月11日（金）

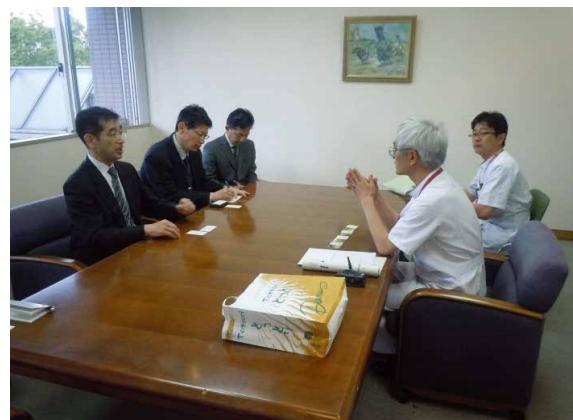
調査内容

ア 福島県庁

- ・当時の住民避難状況
 - ・原子力災害対策本部運営
 - ・広域避難所の運営 ほか
- イ 南相馬市立総合病院
- ・当時の対応状況及び現在の体制
 - ・当時の状況等を踏まえた教訓



福島県庁にて聞き取り



南相馬市立総合病院

(3) 島根原子力発電所周辺5市長の福島県内視察(平成27年11月)

島根原子力発電所の30キロメートル圏内にある5市（米子市、境港市、出雲市、安来市、雲南市）の市長が、原子力発電所の事故対策及び防災体制強化の参考にするため、福島第一原子力発電所等の視察を行いました。

鳥取県も担当者が同行し、今後の原子力防災対策に資すべく現状と課題について把握しました。

視察日 平成27年11月27日（金）

視察者 野坂米子市長、中村境港市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

視察内容

ア 楢葉町役場（松本町長と面会）

- ・福島第一原子力発電所事故時の避難について
- ・現在の復興に向けた取組状況

イ 除染現場及び仮置き場

- ・除染作業について

ウ 東京電力福島第一原子力発電所

- ・現状について
- ・発電所構内の視察



松本楢葉町長面会（楢葉町役場）



仮置き場視察（富岡町内）

(4) 福島第一原子力発電所事故に対する支援

福島第一原子力発電所事故に対する本県からの支援として、次のとおり職員派遣、原子力防災資機材等の貸与等を実施しています。

ア 人的支援

期 間	内 容
H23.3.26～4.10 H23.4.8～4.16 H23.4.15～4.23 H23.4.22～4.30	①環境モニタリング専門家の派遣（2名／回） ・要請元：文部科学省 ・活動内容：放射線量の測定、分析 ・その他：県のモニタリング車を1台派遣
H23.6.27～7.2 H23.7.18～7.23 H23.7.24～7.30	②緊急被ばくスクリーニング支援 ・要請元：福島県

イ 移動式ホールボディカウンタの貸与

自民党政務調査会の要請を受け、次のとおり移動式ホールボディカウンタを貸与

- ・貸出期間：平成23年6月28日～9月3日
- ・測定場所：福島県南相馬市立総合病院
- ・利用者数：1,073人（平均18.8人／日、土・日・祝日を除く57日間）

(5) 知事の島根原子力発電所1号機等の視察（平成28年7月）

平成28年7月4日の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請を受け、平井知事が島根原子力発電所1号機等の視察を行いました。

視察日時 平成28年8月17日（水）15:10～17:00

視察者 平井鳥取県知事（随行者）水中原子力安全対策監 他

説明者 中国電力株式会社 古林島根原子力本部長、北野島根原子力発電所長、天野鳥取支社長 他

視察内容

- ア 島根原子力発電所1号機
 - ・[燃料プール] 使用済燃料の保管状況や燃料輸送の流れ等を確認
 - ・[原子炉格納容器] 原子炉格納容器内の機器の状況や汚染状況等を確認
- イ 特定重大事故等対処施設等の予定地
 - ・特定重大事故等対処施設及び耐震構造緊急時対策所の予定地を確認

視察後の主な知事コメント等

- ・本日確認したところでは直ちに問題がある状況ではないと感じたが、安全の上にも安全を確認し、周辺を含めた地元の声を聞いた上で慎重に進めてもらいたい。
- ・周辺県として、初めて廃炉計画の原発に入らせていただいた。視察内容は、今後の廃炉の審査の進展に従って、私どもの方で参考にさせていただく。
- ・今後も審査状況について県に説明していただくとともに、県民への説明もお願いしたい。
- ・燃料プール、原子炉格納容器内を視察したが、原子炉格納容器内の配管の一部の取替に伴う系統除染が行われていたことも幸いしたのか、私自身の被ばく線量はゼロであり、他の廃炉となる原発とは違った要素があるのかもしれない。
- ・地元の懸念としては、汚染が外に漏れ出すことはないか、安全が保たれるかということであり、廃炉計画の実効性等について検証が必要である。
- ・六ヶ所再処理工場が完成しておらず、使用済燃料の搬出に懸念があるが、中国電力から地元と協議していくとの話があり、今後、密に連携しながら、慎重に協議を続けていく。



(6) 知事の島根原子力発電所3号機等の視察(平成30年4月)

視察日時 平成30年4月28日(土)午後3時～午後5時

視察者 平井鳥取県知事(随行者)水中原子力安全対策監他

視察内容 概要説明、安全対策設備視察、3号機現場視察、質疑応答

視察後の主な知事コメント等

・一定の工夫が構造上なされていることは確認できたが、今後も専門家に見てもらい、専門的な知見を入れながら3号機について把握していただきたい。

・スケジュールありきではなく安全面で住民に納得してもらえるよう説明していただきたい。

8. 原子力規制事務所

(1) 概要

国の地方機関として原子力施設の近傍に原子力規制事務所が設置されており、原子力運転検査官及び原子力防災専門官、上席放射線防災専門官が配属されています。

原子力運転検査官

平常時においては原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本省への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

原子力防災専門官

平常時においては、防災に係る事業者への指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線影響の予測機器や環境モニタリング装置の保守管理、原子力防災計画策定等に対する地方自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという重要な役目を担っている。

上席放射線防災専門官

平常時においては、環境放射線モニタリングの実施に関する関係自治体、関係機関等との連絡・調整、訓練・研修等を通じた地方自治体職員への技術的支援、原子力事業者防災業務計画に関する指導及び助言、原子力事業者の放射線測定設備に対する検査などを行う。

緊急事態発生時には、緊急時モニタリングセンターの立上げや緊急時モニタリング活動を県などと協力して行う。

(2) 関係する原子力規制事務所

鳥取県に関する原子力規制事務所としては、島根原子力規制事務所及び上齋原原子力規制事務所があります。

島根原子力規制事務所

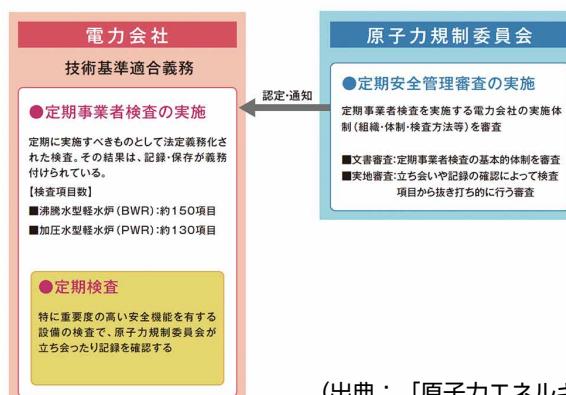
対象施設	中国電力（株）島根県原子力発電所
所在地	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所 員（計：7名）	所 長：統括原子力運転検査官（原子力防災専門官 併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力運転検査官 併任） 所 員：原子力運転検査官 3名 ：上席放射線防災専門官 ：事務補佐員

上齋原原子力規制事務所

対象施設	（国研）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所在地	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター1階 電話：0868-44-7688、ファクシミリ：0868-44-7685
所 員（計：2名）	所 長：統括原子力運転検査官（原子力防災専門官 併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力運転検査官 併任）

(3) 定期検査制度の概要

定期検査制度の概要



(出典：「原子力エネルギー図面集2016」)

9. 鳥取県原子力安全顧問

(1) 鳥取県原子力安全顧問の設置

鳥取県では、平成 20 年 4 月 1 日に鳥取県原子力防災専門家会議（環境放射能や原子炉工学等の専門家を委員として任命）を設置し、原子力防災対策等に関して指導、助言等をこれまで受けけてきました。

原子力災害対策等について、柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るためのさらなる体制強化を目的として、従来の鳥取県原子力防災専門家会議を廃止し、新たに平成 26 年 10 月 17 日に鳥取県原子力安全顧問を設置しています。

平成 30 年 10 月 16 日の任期満了を受け、10 月 17 日付けで 14 名（うち新任 1 名（地下水・地盤対策分野の顧問の交代）、11 月 1 日付けで 4 名（全員新任）の専門家に顧問を委嘱しました。

11 月 1 日付けの委嘱に当たっては、島根原発 2・3 号機の審査の進展、地域防災計画や避難計画の実効性の深化、人形峠環境技術センターの廃止措置やウラン研究への対応等に適確に対応するため、以下の分野で原子力安全顧問の充実を図っています。

【放射線影響評価】（充実）

原子力災害拠点病院の機能強化や住民の放射線被ばくに対する健康不安等に対応するため、特に原子力災害現場の初動の救急対応等の分野の顧問を強化する。（→富永顧問）

【原子炉工学】（充実）

現在進行中の島根原発審査（2 号機及び 3 号機新規制基準）、1 号機廃止措置等の重要案件に的確に対応するため、原子炉工学（特に原子力工学の設備設計）関係の顧問を強化する。（→牟田顧問、吉橋顧問）

【放射性廃棄物】（充実）

島根原発 1 号機廃止措置に伴う放射性廃棄物対応、また、人形峠環境技術センターにおける廃止措置やウラン研究等に対応するため、放射性廃棄物分野関係の顧問を強化する。（→吉橋顧問）

【原子力防災】（新設）

さらに避難計画の実効性の深化を図るため、広域避難関係に詳しい防災学関係の顧問を新設する。（→梅本顧問）

項目	概要
設置目的	・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得る
顧問の職務	・環境放射線等モニタリング結果の評価、原子力防災対策・原子力安全対策への指導、助言 ・安全協定に基づく現地確認への同行 ※安全協定の改定協議の経過を踏まえ新たに規定
顧問の委嘱	・学識経験者の中から知事が委嘱 ・任期は 2 年以内（再任可）
資格基準	・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去 3 年間） ・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去 3 年間） ・同一の原子力事業者から年間 50 万円以上の報酬を受領していない者（過去 3 年間）
委嘱手続き	・委嘱に当たり、資格基準に抵触しないことを自己申告書で確認 ・過去 3 年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況について確認 ・上記の 2 項目について結果を公表 ・研究に対する寄附等の状況は、毎年 4 月 30 日までに確認し、その結果を公表
顧問会議	・複数の顧問の出席による顧問会議の開催 ※顧問は独任制を原則とするが、顧問会議を開催できる旨を規定 ・出席顧問の中から県が座長を選任

概要欄の下線部は、原子力防災専門家会議からの主な変更点

(2) 原子力安全顧問名簿

（平成 30 年 11 月 1 日、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境モニタリング	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学・教授
	環境放射能	遠藤 曜	広島大学・教授
	放射能環境動態	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授
放射線影響評価	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授
	線量評価（内部被ばく）	甲斐 優明	大分県立看護科学大学・教授
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学・副学長、特任教授
	救急医学・被ばく医療	富永 隆子	放射線医学総合研究所・医長
原子炉工学	原子力工学	青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席
	原子力工学	片岡 繁	福井工業大学・教授
	原子炉物理	北田 孝典	大阪大学・教授
	原子力工学	牟田 仁	東京都市大学・准教授
	熱加工力学、材料力学	望月 正人	大阪大学・教授
	原子力工学	吉橋 幸子	名古屋大学・准教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震活動・震源メカニズム	西田 良平	鳥取大学・名誉教授
地下水・地盤	地盤工学	河野 勝宣	鳥取大学・講師
原子力防災	都市・地域防災学	梅本 通孝	筑波大学・准教授

【任期】 平成 30 年 10 月 17 日～平成 32 年 10 月 16 日（富永、牟田、吉橋、梅本顧問を除く）
平成 30 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 16 日（富永、牟田、吉橋、梅本顧問）

(3) 会議の開催状況

ア 鳥取県原子力安全顧問会議

開催日等		内 容
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練のふりかえりについて ・原子力防災図上訓練計画について ・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について ・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について
平成 26 年度 第 2 回	平成 27 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災図上訓練について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・緊急時モニタリング計画〔人形峠環境技術センター編〕（案）について ・平成 27 年度平常時モニタリング計画について ・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について
平成 27 年度 第 1 回	6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・平成 27 年度の原子力防災に係る主要事業について ・島根原子力発電所 2 号機の適合審査の状況等について ・島根原子力発電所の地下水対策について ・島根原子力発電所 1 号機の営業運転終了について
平成 28 年度 第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置について ・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成 27 年度環境放射線モニタリング結果の評価等について ・平成 28 年度原子力防災に係る県の取組について
平成 28 年度 第 2 回	12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の審査状況について ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所 2 号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成 28 年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について ・鳥取県中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所 2 号機適合性審査の状況について ・不適切事案（LLW, ダクト問題）の対応状況について ・平成 28 年度モニタリング結果の評価について ・平成 29 年度平常時モニタリング計画について
－	平成 30 年 5 月 2 日及び 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 3 号機の現地視察 【主な意見等】 安全確保に積極性がある印象を受けた。防災計画を早くきちんと対応してほしいという意見に対し、早期に明確に答えてほしい。
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 6 月 23 日	<p>島根原子力発電所 3 号機新規制基準に係る適合性審査申請（設計基準対応（耐震・耐津波機能、自然災害、火災、内部溢水、電源の信頼性）、重大事故等対応（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策及び放射性物質の拡散抑制対策））について 【占部座長の総括コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 号機の申請内容については、顧問会議として設計基準対応や重大事故等対応、また、福島事故と同様な事故を起こさないための安全対策等、広範な視点からかなり踏み込んだ内容まで確認することができた。 ・今後、顧問会議としての意見については、県と協力しつつ、我々顧問で意見を交換しながら取りまとめていきたい。
平成 30 年度 第 2 回	平成 30 年 7 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 3 号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について、専門家の視点から確認を実施

（平成 30 年 11 月 9 日現在）

イ 鳥取県原子力防災専門家会議

開催日等		内 容
第1回	平成 23 年 5月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について ・今後の検討について
第2回	9月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告について ・今後の進め方について
第3回	平成 24 年 3月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について ・原子力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について
第4回	7月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の検討状況について ・モニタリングポストの配備計画について ・原子力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原子力防災訓練の実施について
第5回	11月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について ・平成 24 年度原子力防災訓練の実施について
第6回	12月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原子力安全・防災対策の状況について
第7回	平成 25 年 1月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の振り返り ・人形峠環境技術センター事事故案（停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩） ・原子力事業者防災業務計画の修正について
第8回	5月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成 25 年度主要事業について ・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について ・鳥取県緊急被ばく医療計画について ・島根原子力発電所の安全対策実施状況について ・人形峠環境技術センターの事案報告について
第9回	11月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性確認申請の概要について
第10回	平成 26 年 2月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性審査について ・平成 25 年度原子力防災訓練の振り返りについて ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
第11回	5月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準適合性に係る審査状況等について ・平成 25 年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成 26 年度原子力行政の取組について
第12回	9月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について ・平成 26 年度原子力防災訓練について

10. 原子力事業者からの報告

鳥取県では、原子力施設の情報等について、中国電力（株）島根原子力本部及び（国研）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターから報告を受けています。

報告を受けた内容については、週ごとに取りまとめてホームページで公表しています。

(1) 島根原子力本部からの報告

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5429>

平成31年1月3週分

15日

- ・島根原子力発電所2号機 第17回施設定期検査の実施状況について（平成31年1月14日現在） [pdf:98KB]
- ・島根原子力発電所1号機の廃止措置状況について（平成30年12月末） [pdf:78KB]
- ・島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査計画について [pdf:66KB]

16日

- ・島根原子力発電所 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況について（平成30年12月） [pdf:41KB]
- ・島根原子力発電所敷地境界モニタリングポストの測定結果について（平成30年12月） [pdf:26KB]
- ・島根原子力情報伝送システムの伝送計画について（平成31年1月） [pdf:56KB]

(2) 人形峠環境技術センターからの報告

URL : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5314>

平成30年度分（人形峠環境技術センター週報第3四半期）

平成30年10月 週報一覧

- ・平成30年9月29日～平成30年10月4日 [pdf:571KB]
- ・平成30年10月5日～平成30年10月12日 [pdf:443KB]
- ・平成30年10月13日～平成30年10月19日 [pdf:640KB]
- ・平成30年10月20日～平成30年10月26日 [pdf:461KB]
- ・平成30年10月27日～平成30年11月2日 [pdf:474KB]